

[事案 30-271] 転換契約無効請求

・令和元年8月23日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年3月に契約した組立型保険について、平成30年5月に組立型保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効としてほしい。

- (1)募集人から、担当者について、従来の親族から別の者になったという虚偽の説明をされた。
- (2)募集人からは、毎月の保険料は変わらずに保障内容が良くなるとだけ説明され、年金保険がなくなることを説明されなかった。
- (3)募集人から、クーリング・オフや重要事項に関する説明がされなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から、親族はもう担当ではないのではないかという話を聞いたために、申立人の了解を得たうえで、勧誘を行った。
- (2)募集人は、設計書・転換比較表を用いて保障内容を説明しているし、年金保険が終身保険に変わったことも説明している。
- (3)募集人は、注意喚起情報を用いて、クーリング・オフや重要事項の説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約見直し時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人の主張するような虚偽説明をし、あるいは十分な説明をしなかったことで申立人が契約内容を誤信して転換したとは認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は事情聴取において、転換前に、年金保険がなくなると明言した説明はしていない旨認めている。
- (2)申立人が契約内容を変えたくないという希望を述べていたにも関わらず、契約内容に大きな変更を加えた提案をするのであれば、募集人は、誤解の生じないように、より丁寧に説明を行うべきであった。
- (3)申立人は、転換後契約の保険証券到着後直ちに契約内容が自分の希望と違う旨を保険会社に伝えていた。